



商標登録証

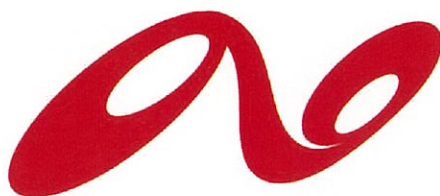
(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

登録第5861281号

(REGISTRATION NUMBER)

商標

(THE MARK)



指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

(LIST OF GOODS AND SERVICES)

第 9 類

録音済み又は録画済のコンパクトディスク・ビデオディスク及びDVD，インターネットを利用して受信し
その他別紙記載

商標権者

(OWNER OF THE TRADEMARK RIGHT)

東京都港区芝公園3丁目5番8号

一般社団法人電子情報通信学会

出願番号

(APPLICATION NUMBER)

商願2016-005257

出願日

(FILING DATE)

平成28年 1月19日 (January 19, 2016)

登録日

(REGISTRATION DATE)

平成28年 6月24日 (June 24, 2016)

この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE TRADEMARK IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成28年 6月24日 (June 24, 2016)

特許庁長官

(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

小宮義則



商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

(続葉 1)

登録第5861281号 (REGISTRATION NUMBER)

商願2016-005257 (APPLICATION NUMBER)

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

(LIST OF GOODS AND SERVICES)

- (第 9 類) 、及び保存することができる画像ファイル，音声・画像・映像・文字情報を記憶させた記録媒体，電子出版物，コンピュータプログラム（記録されたもの又はダウンロード可能なもの），携帯電話機用ストラップ，フラッシュメモリ
- 第14類 キーホルダー，記念カップ，記念たて，身飾品，時計
- 第16類 印刷物，紙類，文房具類，事務用又は家庭用ののり及び接着剤，紙製包装用容器，紙製のぼり，紙製旗，写真，写真立て
- 第18類 かばん類，袋物，携帯用化粧品道具入れ，傘，ステッキ，つえ，つえ金具，つえの柄，皮革製包装用容器，愛玩動物用被服類
- 第21類 食器類，化粧用具（「電気式歯ブラシ」を除く。），水筒，魔法瓶，貯金箱，洋服ブラシ，靴べら，靴ブラシ，靴磨き布，軽便靴クリーナー，シューツリー
- 第24類 布製身の回り品，のぼり及び旗（紙製のものを除く。）
- 第25類 被服（「和服」を除く。），ガーター，靴下止め，ズボンつり，バンド，ベルト，履物（「靴合わせくぎ・靴くぎ・靴の引き手・靴びょう・靴保護金具」を除く。）
- 第41類 技芸・スポーツ又は知識の教授，セミナーの企画・運営又は開催，電子出版物の提供，図書及び記録の供覧，書籍の制作，通信ネットワークを利用した動画の提供

[以下余白]